### [メーカー保証を継承できる中古車について「保証付き」と表示する場合の保証内容等の表示方法]

Q. 当店は、メーカー保証を継承できる中古車は、保証継承した上で販売しているのですが、保証継承できる中古車を「保証付き」として広告掲載する場合、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」は、どのように表示すればよいでしょうか?

#### 【問題となる広告表示の例】



スカーレット1.3X

支払総額 137万円

車両価格130万円 諸費用7万円

## 保証付!

### 定期点検整備付!

- ■初度登録 2023 年 ■走行 7.5 万 km
- ■修復歴無 ■検 2026 年 2 月
- ■ブルー ■車台番号 551
- **.** . . . . . **.** . . . . .
- ※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費 用、車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべて の費用が含まれております。
- ※ 支払総額は、9 月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。 お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。
- A. メーカー保証を継承して販売する場合、保証継承に必要な定期点検整備費用を「車両価格」に含めて「支払総額」を表示した上で、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」は、以下のとおり表示してください。
  - ①保証内容(以下のいずれかを表示) 「部分保証」、「新車保証」、「メーカー保証」
  - ②保証期間又は保証走行距離数

「初度登録から●年又は●万km」等、当該車両の「初度登録(時)から」の保証期間又は保証走行 距離数であることを明確に表示

#### 【正しい広告表示の例】



スカーレット1.3X

支払総額 137万円

車両価格130万円 諸費用7万円

## メーカー保証付

一般保証:初度登録から3年又は 6万km 特別保証:初度登録から5年又は10万km

# 定期点検整備付

- ■初度登録 2023 年 ■走行 7.5 万 km
- ■修復歴無 ■検 2026 年 2 月
- ■ブルー ■車台番号 551
- ※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費 用、車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべて の費用が含まれております。
- ※ 支払総額は、9 月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。 お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。